

令和 7 年 1 月 9 日
大臣官房参事官（イノベーション）グループ



ICT 建設機械等認定制度を拡充します

～i-Construction2.0 建設現場のオートメーション化に向けた取組を推進～

国土交通省では、ICT 施工の中小建設業等への普及拡大に向け、建設機械に後付けで装着する機器を含め、必要な機能等を有する建設機械を ICT 建設機械等として認定し、活用を支援する取組を令和 4 年 6 月に開始しました。

今回、省人化 3 割を目指す取組に資する建設機械の普及促進のため、新たに省人化建設機械の認定を追加します。

国土交通省では、ICT 施工の中小企業等への普及拡大に向け、必要な機能等を有する建設機械等（後付け装置含む）を認定する ICT 建設機械等認定制度を令和 4 年 6 月に開始し、84 型式（R6.12 現在）を認定しているところです。

今回、新たに省人化 3 割を目指す取組に資する建設機械の普及促進のために、ICT 建設機械及び ICT 装置群に加え、ICT やチルトローテータ機能付きバックホウ等を含む省人化建設機械の認定を追加しました。

なお、中小建設業への普及拡大は重要であることから、これまでの取組は引き続き継続いたします。

※詳細は別紙参照

1. ICT 建設機械及び ICT 装置群の認定（従来制度を継続）

対象：ICT 機能を有する以下の建設機械または装置群

・バックホウ ・ブルドーザ ・振動ローラ ・モータグレーダ など

2. 省人化建設機械の認定（新規追加）

対象：省人化基準※を満たす以下の建設機械

・バックホウ（ICT 機能、チルトローテータ機能のいずれか又は両方の機能を有するもの）
・ブルドーザ（ICT 機能を有するもの）

※省人化基準：従来機械による作業に対して申請機械による作業の人工削減効果が 3 割を超えること

3. 申請方法について

申請方法：国土交通省ホームページの以下サイトに掲載されている「ICT 建設機械等認定制度に関する規程」をご確認いただき、規程の様式にご入力の上、次の申請先にメールにてご提出下さい。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

申請先：国土交通省大臣官房参事官（イノベーション）施工調整係

メールアドレス：hqt-ictkenki★ki.mlit.go.jp ※「★」を「@」（半角）に置き換えてください。

【問い合わせ先】

大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 施工企画室 中根、阿久根、戸羽、櫻木

代表：03(5253)8111(内線 22439, 22426, 22427, 22434) 直通：03(5253)8286

- ICT施工の中小企業等への普及拡大に向け、必要な機能等を有する建設機械等（後付け装置含む）を認定するICT建設機械等認定制度を令和4年6月に開始。84型式（R6.12現在）を認定済。
- i-Construction2.0を令和6年4月に公表し、2040年度までに少なくとも省人化3割を目指す取組に資する建設機械の普及促進を行うため、**新たに省人化建設機械の認定を追加**。
- 他方、今後も中小規模の工事へのICT施工の普及は必要であり、**従前の取組も継続**。

ICT建設機械及びICT装置群の認定 （従来制度・継続）

■対象となる主な建設機械（後付け装置のみも対象）



バックホウ



ブルドーザ



振動ローラ



モータグレーダ

■主要要件

- 必要機能を有すること（ICT機能）

省人化建設機械の認定 （今回追加）

■対象となる主な建設機械（後付け装置のみは対象外）



バックホウ



ブルドーザ



振動ローラ



モータグレーダ

※上記2機種から認定を開始

■主要要件

- 必要機能を有すること
（ICT機能、チルトローテータ機能のいずれか又は両方）
- 省人化基準を満たすこと（従来手法と比べ3割超の省人化）

■認定フロー



■認定表示

認定機械には認定表示を付することが可能。



<従来制度（継続）>



<今回追加>